

# 慶應義塾学術出版基金による出版補助応募要領

## 第1条（目的）

本要領は慶應義塾学術出版基金による出版補助応募要領を定めるものとする。

## 第2条（助成対象となる出版企画）

出版助成の対象となる出版企画は、次の条件を原則として満たしていなければならない。

- 1 学術・文化的価値が高い研究成果で、図書として刊行し、または記録・保存することが必要かつ有意義であること。
- 2 市販されるものであるが、商業出版として成り立つだけの市販性に乏しく、助成が必要であること。
- 3 著者は、慶應義塾の教職員または塾員であること。
- 4 共著者に、慶應義塾大学大学院生および塾外の著者を含むことを妨げない。ただし、著者の代表は慶應義塾の教職員または塾員であることとする。
- 5 助成決定後1年以内に刊行が完了できること。

## 第3条（助成の対象とならない出版企画）

次のいずれかに該当する出版企画は、出版助成の対象にならない。

- 1 原則として、教科書として使用する目的のもの。
- 2 研究・教育の目的を果たすため、本来大学または研究所が刊行費を負担しなければならないもの。
- 3 解説書、手引書および雑誌・紀要等の定期刊行物。

## 第4条（申請に必要な書類）

助成を受けようとするものは、以下の申請書類、各1通を定められた期間内に学術出版基金事務局（慶應義塾大学出版会 内）へ提出のこと。なお、提出書類については返還しない。

- 1 申請書
- 2 原稿のコピー
- 3 推薦書

## 第5条（受付場所および問合せ先）

慶應義塾学術出版基金事務局（慶應義塾大学出版会 内）まで  
〒108-8346 東京都港区三田 2-19-30  
電話（03）3451-3168

## 第6条（提出締切）

前期＝7月15日      後期＝1月15日      （郵送の際には提出期限内必着のこと）

## 第7条（助成金額）

出版助成金額は、総製造原価（直接製造原価および製造間接費）の2分の1を超えない金額とする。

## 第8条（他の助成制度との併用）

申請者が、他の助成制度に応募することは妨げない。

ただし、双方から助成の決定を受けた場合には、本出版助成の変更、または決定を取り消すことがある。

## 第9条（助成決定の通知・発表）

審査結果は審査委員会より文書にて本人に通知する。発表は、本人通知のほか出版助成の審査結果は、「慶應義塾塾報」に掲載する。

## 第10条（助成が決定された企画の出版・販売）

助成が決定された著作物の出版、販売については、原則として著訳者と慶應義塾大学出版会との出版契約により、これを行う。

## 第11条（計画の変更）

助成金の給付決定後、出版計画の変更の必要が生じたときは、速やかにその旨を学術出版基金事務局に通知し、審査委員会の承認を得なければならない。

## 第12条（助成の中止）

次のいずれかに該当する事由が生じた場合、審査委員会は出版助成を中止することができる。

- 1 定められた期間内に刊行できなかった場合。
- 2 申請書の記載事項に著しい変更が認められたとき。
- 3 出版が不可能と判断される事由が発見された場合。

## 第13条（要領の改廃）

本要領の改廃は、担当常任理事が決定する。

附 則      本要領は、平成9年7月1日から施行する。